

四十五歳以上五十歳未満	七、五二八円	二二、八七二円
五十歳以上五十五歳未満	七、二七二円	二四、八四一円
五十五歳以上六十歳未満	六、五九九円	二四、二五〇円
六十歳以上六十五歳未満	四、五六五円	二〇、二〇七円
六十五歳以上七十歳未満	四、三五〇円	一四、四八七円
七十歳以上	四、三五〇円	一三、四〇七円

附 則

この告示は、平成十二年四月一日から施行する。

○厚生省告示第四百四十号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二條第一項第三号、第四十七條第一項第一号、第五十四條第一項第三号及び第五十九條第一項第二号の規定に基づき、厚生大臣が定める特別居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成十一年三月厚生省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日
厚生大臣 丹羽 雄哉

第六号中「同条二項」を「同条第二項」に、「過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」に、「稀薄」を「希薄」に、「第四十七條第一項第二号」を「第四十七條第一項第一号」に改める。

○厚生省告示第四百一十一号
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）の規定に基づき、厚生大臣が定める地域（平成十二年二月厚生省告示第二十四号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日
厚生大臣 丹羽 雄哉

第六号中「過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」に改める。

○厚生省告示第四百一十二号
国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百五十二号）第二十条第十号の規定に基づき、国立病院等の再編成

に伴う特別措置に関する法律施行令第二十条第十号の規定に基づき厚生大臣が定める施設（平成八年五月厚生省告示第四百十九号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日
厚生大臣 丹羽 雄哉

第四号中「第十条の四第一項第二号」を「第五條の二第三項」に改め、同号中「過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」に改める。

○農林水産省告示第四百六十三号

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第二十三條の二第一項第五号（同条第六項において準用する場合を含む）の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める費用を次のように定め、平成十二年四月一日から施行する。

平成十二年三月三十一日
農林水産大臣 玉沢徳一郎

一 共済事業又は保険事業の実施に必要な固定資産の取得に充てるための費用
二 異常な災害の発生した年における損害評価費用
三 その他経常的経費以外の費用であつて、当該費用を緊急に支出することが必要であると認められ、かつ、共済事業又は保険事業の円滑な推進を図るために必要と認められるもの

○農林水産省告示第四百六十四号
農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第八十五條第二項（同法第八十五條の七において準用する場合を含む）の規定に基づき、昭和三十一年一月二十五日農林省告示第七十二号（農

業災害補償法第八十五條第二項の主務大臣の定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から施行する。

平成十二年三月三十一日
農林水産大臣 玉沢徳一郎

「又は箱数」を削り、「行なう」を「行う」に改め、「又は蚕繭共済」を削る。

○農林水産省告示第四百六十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第八十五條の二第一項の規定に基づき、昭和三十一年十二月二十五日農林省告示第六十六号（農業災害補償法第八十五條の二第一項の主務大臣の定める共済事業の規模の基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から施行する。

平成十二年三月三十一日
農林水産大臣 玉沢徳一郎

「第十二條第二項」を「第十二條第三項」に改め、第一号中「蚕繭共済」を削る。

○農林水産省告示第四百六十六号

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第二十四條第五項の規定に基づき、昭和五十二年五月二十四日農林省告示第五百二十八号（農業災害補償法施行規則の規定に基づき農林大臣の定める金額を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から施行する。

平成十二年三月三十一日
農林水産大臣 玉沢徳一郎

「蚕繭共済」を削り、「果樹区分をいう」を「果樹無事区分をいう。以下同じ」に改め、「この果樹共済」の下に「畑作物無事区分（同項の畑作物無事区分をいう。以下同じ）」の「を」を加え、第一号中「合計して得た金額」の下に「畑作物共済にあつては移譲組合が解散したとき又は事業廃止市町村がその行う共済事業の全部を廃止したときにおいて当該畑作物無事区分に属する畑作物区分ごとの規則第二十三條第四項の規定により積み立てられている特別積立金の金額を当該畑作物無事区分につき合計して得た金額」を加える。

○農林水産省告示第四百六十七号
農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第二十五條第一項及び第二項の規定に基づき、昭和五十二年三月二十八日農林省告示第三百十五号（農業災害補償法施行規則第二十五條第一項及び第二項の農林大臣の定める算式を定める件）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から施行する。

平成十二年三月三十一日
農林水産大臣 玉沢徳一郎

「蚕繭共済」を削り、「第十九條の三第七号」を「第十九條の三第六号」に改め、「果樹無事区分をいう。以下同じ」の下に「畑作物共済にあつては畑作物無事区分（同項の畑作物無事区分をいう。以下同じ）」を、「果樹無事区分別の果樹共済」の下に「畑作物無事区分別の果樹共済」を加え、「果樹共済にあつては」を「果樹共済にあつては」に改め、「規則第二十二條第三項の果樹剰余金配分額を、当該果樹無事区分につき合計して得た金額」の下に「畑作物共済にあつては、当該畑作物無事区分に属する畑作物区分ごとの規則第二十二條第四項の畑作物剰余金配分額を、当該畑作物無事区分につき合計して得た金額」を加え、「第十九條第三項」を「第十九條第六項」に改め、「規則第二十二條第六項において準用する同条第三項の果樹剰余金配分額を、当該果樹無事区分につき合計して得た金額」の下に「畑作物共済にあつては当該畑作物無事区分に属する畑作物共済再保険区分（農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第三十四條第三項の畑作物再保険区分をいう）ごとの規則第二十二條第六項において準用する同条第四項の畑作物剰余金配分額を、当該畑作物無事区分につき合計して得た金額」を加える。

○農林水産省告示第四百六十八号
農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第九十八條の二（同法第三百三十二條第一項において準用する場合を含む）の規定に基づき、任意共済損害認定準則を次のように定め、平成十二年四月一日から施行し、昭和三十一年十二月二十五日農林省告示第六十八号（建物共済目的とする任意共済により支払うべき共済金又は保険金に係る損害の額の認定に関する準則）は、同日付

平成十二年三月三十一日
農林水産大臣 玉沢徳一郎